

第3次 菰野町障がい者福祉計画 (素案)

菰 野 町

目 次

第 1 章 計画策定について

1 . 計画策定の背景	1
(1) 計画の背景	1
(2) 障がい者計画と障がい福祉計画	2
(3) 両計画の関係	3
2 . 計画の役割	4
3 . 計画の基本理念	5
4 . 障がい者の表記	6

第 2 章 障がい者施策の体系と方向

1 . 国の「重点施策実施 5 か年計画」との関係	7
2 . 計画の施策体系	8
3 . 施策体系の方向	10
1 啓発・広報	10
2 生活支援	11
3 生活環境	12
4 教育・育成	13
5 雇用・就業	14
6 保健・医療	15
4 . 計画の重点目標	16

第 3 章 障がい者の現状

1 . 障害者手帳所持者数の推移	18
2 . 身体障がい者の状況	19
(1) 身体障がい者数の推移	19
(2) 等級別身体障がい者数の状況と障がいの種類別状況	20
(3) 難病患者数の推移	21

3 . 知的障がい者の状況	22
(1)知的障がい者数の推移	22
(2)程度別知的障がい者の状況	23
4 . 精神障がい者の状況	24
(1)精神障がい者数の推移	24
(2)等級別精神障がい者数の状況	24
5 . 障害程度区分認定者数の推移	25

第4章 障がい者団体ヒアリング調査

1 . 調査の目的	26
2 . 調査方法の概要	26
(1) 調査方法	26
(2) 対象団体・調査日	26
(3) ヒアリング事前調査票様式	27
3 . ヒアリング調査意見要望概要	31
(1) 障がい福祉サービス等についての課題	31
(2) 行政に望むこと	33
(3) 地域に望むこと	34
(4) 災害時の課題	34
(5) 障がい者のための計画に対しての提案	36

第5章 障がい福祉サービスの今後の動向と目標量

1 . 平成 26 年度に向けての目標量	38
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	38
(2) 福祉施設から一般就労への移行	39
(3) 就労移行支援事業の利用者数	39
(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	40
(5) 退院可能精神障がい者の地域生活への移行	40
2 . 障がい福祉サービスの事業体系	41
3 . 障がい福祉サービスの利用状況比較	43

4 . 障がい福祉サービスの見込み量	44
(1) 訪問系サービス	44
(2) 日中活動系サービス	46
生活介護	46
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	46
就労移行支援	47
就労継続支援（A型）	47
就労継続支援（B型）	48
療養介護	49
児童デイサービス	49
短期入所（ショートステイ）	50
日中活動系サービスの目標	51
(3) 居住系サービス	52
共同生活援助（グループホーム）	52
共同生活介護（ケアホーム）	52
施設入所	52
居住系サービスの目標	53
(4) 相談支援	54
5 . 地域生活支援事業	55
(1) 必須事業	55
相談支援事業	55
成年後見制度利用支援事業	56
コミュニケーション支援事業	57
日常生活用具給付事業	58
移動支援事業	60
地域活動支援センター（旧日中活動支援事業）	61
(2) 任意事業	62
在宅身体障害者訪問入浴サービス	62
日中一時支援事業	62
社会参加促進事業	63

第1章 計画策定について

1. 計画策定の背景

(1) 計画の背景

わが国の障がい保健福祉施策は、平成15年に措置制度から支援費制度へと、ノーマライゼーションの理念に基づき転換し、障がい者自らの選択と契約によりサービス利用ができるようになりました。また、障がい者の自立を支援する観点から、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、共通の制度によりサービスが供給されるようになりました。これにより自立した日常生活や社会生活を営めるよう地域の特性や利用者の状況に応じたサービス体制が整えられた一方、増大する福祉サービス費用を支え合う仕組みなどの大幅な改正を経ながら現在に至っています。

しかしながら、国における障がい者制度改革の流れは、政権交代等を経ても止まることなく、平成21年12月には内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣で構成された「障がい者制度改革推進本部」が設置され、当事者、福祉事業従事者、有識者等からなる「障がい者制度改革推進会議」や各施策分野別部会の創設により改革推進体制が整えられました。

平成22年6月には、改革推進会議等の検討を踏まえ、「障害者制度改革推進のための基本的な方向」が示され、地域生活の実現、障がい者定義の明確化、障害者基本法の改正、障がい者差別の禁止、「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合福祉法」(仮称)の平成25年8月までの施行等、制度改革の基本的方向が示されました。

さらに平成22年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「つなぎ法案」が成立し、「応能負担を原則とした利用者負担の見直し」、「発達障がいを含むこととする障がい者の範囲の見直し」、「サービス支給決定プロセスを見直す相談支援の充実」、「放課後等デイサービスや保育所等訪問支援の創設等の障がい児支援の強化」、「グループホーム・ケアホーム利用助成の創設や視覚障がい者の同行援護サービスの創設等の地域における自立した生活のための支援の充実」等、平成23年、24年にかけての新サービスや制度等が定められました。

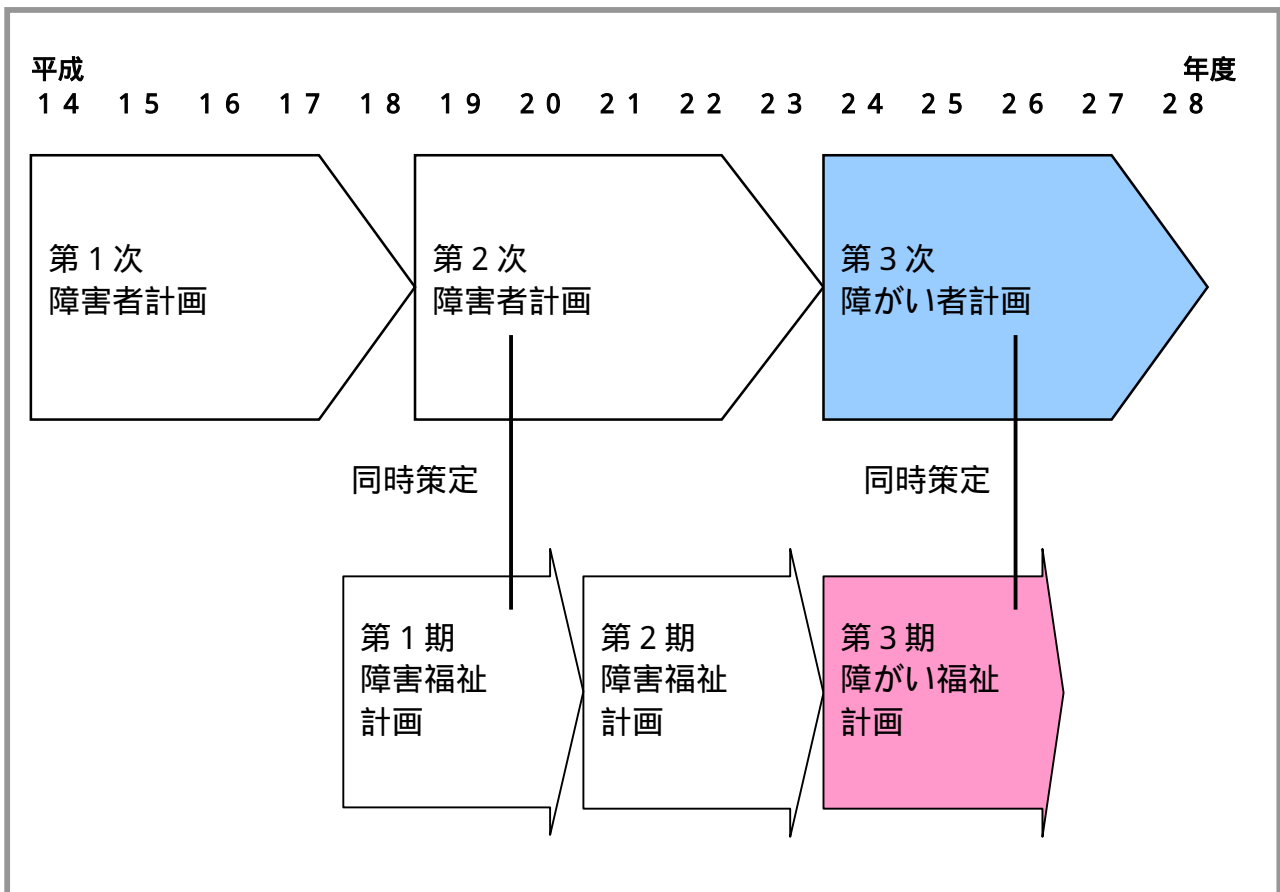
平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の公布、8月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布、施行され、制度改革が着々と進められています。

本計画期間である今後の数年間は新制度移行への過渡期として、障がい者の地域移行の実現に向け、新制度の本格実施までに障がい保健福祉施策の基礎体力を整備し、抜本的な制度改革の動向を注視しながら障がい保健福祉施策の方向を決定する重要な時期であるといえます。

(2) 障がい者計画と障がい福祉計画

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な方向を定める計画です。菰野町では、平成14年度に第1次計画を策定し、5年ごとに計画を見直し、本計画で第3次計画(平成24年度～平成28年度)となります。

障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく、自立支援サービスの提供体制の確保に関する計画です。当町では、平成18年度から第1期計画を策定し、3年ごとに計画を見直し、本計画で第3期計画(平成24年度～平成26年度)となります。



(3) 両計画の関係

障がい者計画の範囲は、障がい者施策全般に及ぶものであるのに対し、障がい福祉計画は、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に限定されたものとなるため、障がい者計画は、障がい福祉計画の内容を包括した、障がい者に関する総合的な計画であり、両計画は、調和の保たれた一体的な関係であるといえます。

障がい者計画の策定根拠法令

障害者基本法 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障がい福祉計画の策定根拠法令

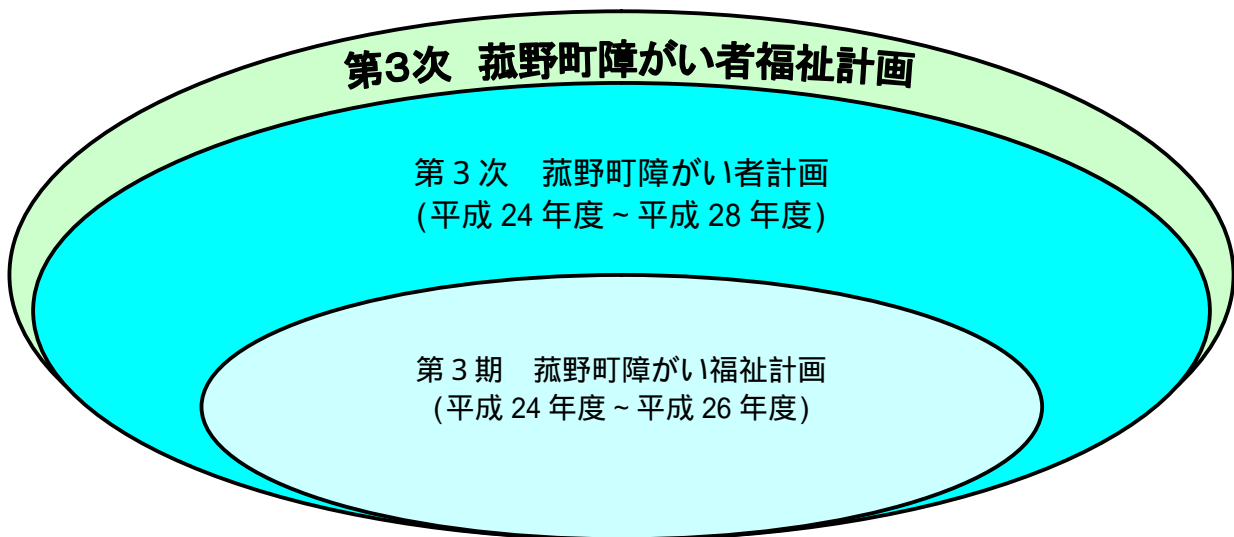
障害者自立支援法 第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2. 計画の役割

今回策定する計画は、それぞれに策定根拠法令の違う、第3次菰野町障がい者計画と第3期菰野町障がい福祉計画の2種類の計画ですが、前述のとおり、障がい者計画が障がい福祉計画を包括する総合的な計画であるため一体的に策定します。

本計画により、当町のこの先5年間の基本的な障がい保健福祉施策の方向性を定めるとともに、この先3年間の障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の供給体制の確保に関して、サービス見込み量及びその確保の方策を定めます。



3. 計画の基本理念

第1次障害者福祉計画(平成14年度～平成18年度)において定められた基本理念が、普遍のものであるとして第2次障害者福祉計画(平成19年度～平成23年度)においても引き継がれてきています。第3次となる本計画においても継続し、

『すべての人が、ささえあう、

住みよい福祉のまち 菰野町』

障がいのある人もない人も共に社会を構成し、一人ひとりがかげがえのない存在であるとの認識から、障がいをもつ人が人生のすべての段階において能力を最大限に発揮することをめざすリハビリテーションの理念と、家庭や地域において障がいのない人と同様に生活し活動できるノーマライゼーションの理念を踏まえつつ、人間としての尊厳が重んじられる「完全参加と平等」の社会を実現することをめざします。

上記を基本理念として計画を推進していきます。

4. 「障がい者」の表記について

従来、「障がい者」は、「障害者」と漢字を用いて表記されてきました。しかし漢字表記の「害」という漢字のもつマイナスの印象と、それを不快に思う方々の思いに配慮する必要があると考え、ひらがな表記に改める団体が増えています。

菰野町においても、今後、公文書、広報紙等で使用する表記について、ひらがな表記の「障がい者」に改め、使用を次のとおり、統一していくこととします。

「障害者」

「障がい者」

- ・ 障害ということばが前後の文脈から人や、人の状況を表す場合は、ひらがな表記とします。
- ・ 法令、条例等に基づくもの、国の制度などで、漢字表記が使用されている場合は、そのまま漢字表記とします。
- ・ これまでに作成した文書等の変更は行いません。
- ・ 病名等の医学用語は漢字表記とします。

ひらがな表記 例

身体障害者

発達障害児

障害福祉サービス

身体障がい者

発達障がい児

障がい福祉サービス

そのまま漢字表記 例

健康障害

アルコール性肝機能障害

障害者基本法

障害者自立支援法

身体障害者手帳

第 2 章 障がい者施策の体系と方向

1. 国の「重点施策実施 5 か年計画」との関係

政府は、障がい者施策において平成 14 年に、15 年度から 24 年度までの 10 年間の計画期間とする「障害者基本計画」を策定し、その計画期間前期の 5 年間に係る「重点施策実施 5 か年計画」を策定しました。

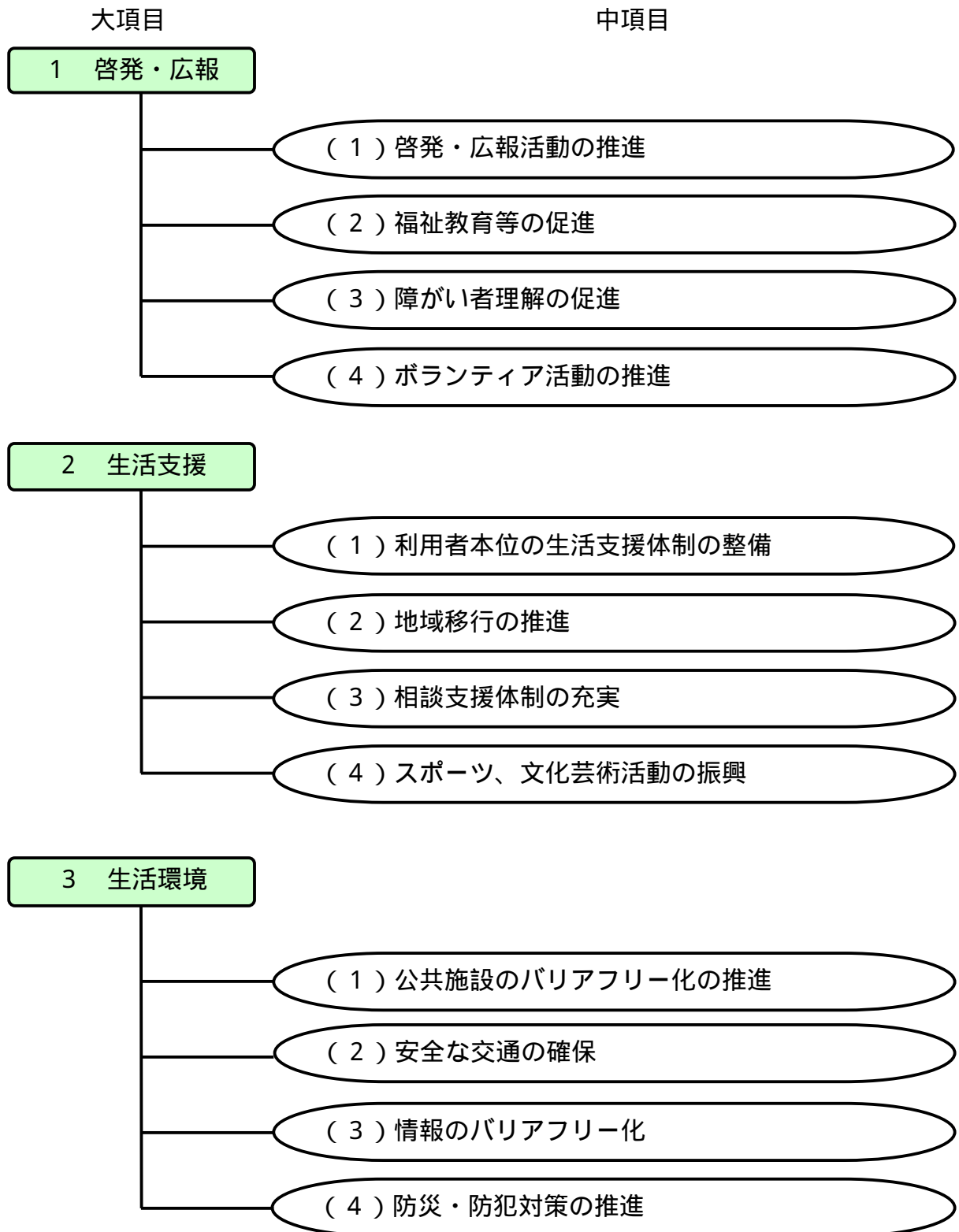
さらに平成 19 年 12 月には、後期の「重点施策実施 5 か年計画」として

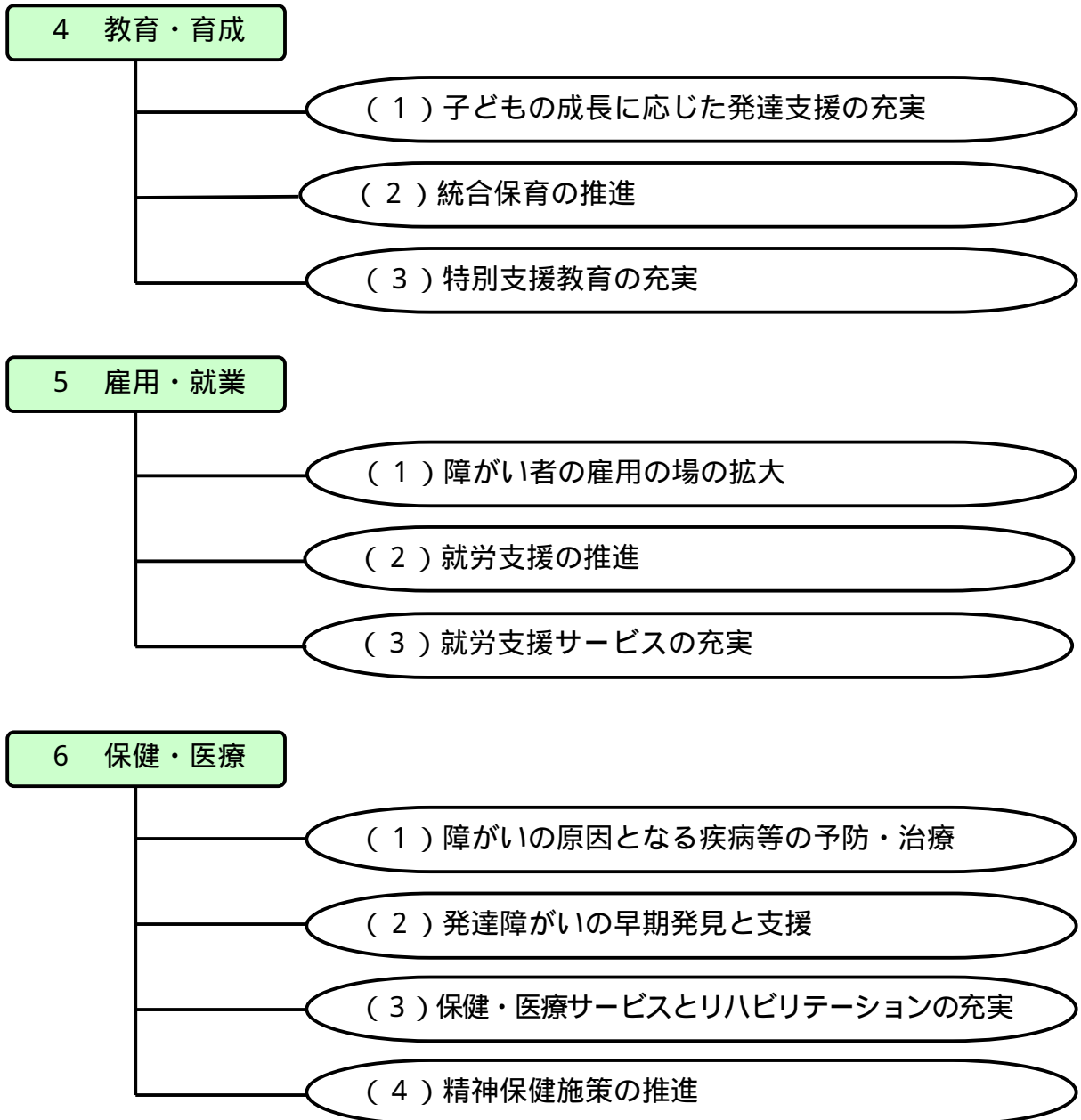
～ 障がいの有無にかかわらず国民誰もが互いに支えあい
ともに生きる社会へのさらなる取組～

と題して、分野別施策の基本的方向等を規定しています。

当町における施策体系としては、第 1 次計画でまとめた施策体系を第 2 次計画まで引き継いできましたが、第 3 次計画となる本計画においては、この後期「重点施策実施 5 か年計画」に基づき、施策体系の大項目と基本方針を定め、当町の施策規模等にあった中項目を設定し施策体系全体を定めます。

2. 計画の施策体系





3 . 施策体系の方向

1 啓発・広報

基本方針

障がい者が地域において自立して生活し、障がいの有無にかかわらず、町民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図ります。また、障がいや障がい者に関する理解を促進するとともに障がい者への配慮等について町民の協力を得るため、町民参加による啓発・広報活動を推進します。

(1) 啓発・広報活動の推進

「広報こもの」や「おしらせ版」、社会福祉協議会の発行する「みんなのふくし」等の広報紙や、障がい保健福祉サービスを紹介する「福祉のしおり」など適宜発行します。また、ホームページ等を活用して随時情報を更新提供し、制度改革に伴う新たなサービスはもとより、既存のサービス制度等や障がい者理解についての啓発を進めます。

(2) 福祉教育等の促進

障がい者に対する町民の理解を促進するには、幼少期からの意識づくりが重要です。学校、教育委員会、関係機関等と連携し、各年代に応じた障がい者に対する理解を深める教育を積極的に推進するとともに、体験学習プログラム等、福祉教育、ボランティア教育の一層の促進に努めます。

(3) 障がい者理解の促進

町内店舗、事業所等において、障がいや障がい者に対する理解や配慮を深め、盲導犬、介助犬についての理解と啓発に努めます。また、役場内各課をはじめとする公共機関窓口において、障がい種別に応じた適切な窓口対応やコミュニケーションを学ぶ研修の充実を図ります。

(4) ボランティア活動の推進

社会福祉協議会内に設置した「ボランティアセンター」を中心に、ボランティア人材の育成、支援を行います。また、活動拠点の提供や活動に必要な資材の充実を図り、ボランティア活動をサポートするとともに、災害派遣をはじめとする障がい者関連以外のボランティア等の派遣にも積極的に取り組み、町民のボランティア意識の高揚を図ります。

2 生活支援

基本方針

障がい福祉サービス等において、利用者本意の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や、サービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制の充実とともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図り、障がい者の地域生活を支援します。

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

利用者の立場に立ったサービス体系の整備に向けて、圏域や地域の特性に合わせた移動支援やコミュニケーション支援等の充実を図ります。

乳幼児期における障がい児への支援について、保育所や幼稚園においても、他の子どもたちとの生活を通して共に成長できるように、専門性を持った巡回支援の整備を行います。また、障がい者が地域で生活する上で必要な契約行為等の権利擁護のため、成年後見制度の周知と利用支援体制を整えます。

(2) 地域移行の推進

障がいの種別を問わず、ライフサイクルを通じて途切れのない相談支援体制を身近なところで整備します。また、障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域でサービス提供できる社会資源整備に努めるとともに、社会的障壁を取り除き、安全で偏見のない生活空間づくりに取り組みます。

(3) 相談支援体制の充実

障がい者制度改革が進む中で、障がい者サービスも多様化し、その選択についても気軽に相談できる体制が必要です。そのため、障がい者自立支援サービスはもとより各種福祉サービス、助成制度等に精通した相談支援体制を整え、気軽にアクセスできる体制にしていきます。また、成年後見制度等のライフサポート体制についても整備し、将来に不安を抱える障がい者やその保護者等にも安心できる体制づくりを進めます。

(4) スポーツ、文化芸術活動の振興

障がい者の社会参加を促進するため、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるスポーツ、文化芸術活動等の生涯学習の振興を図るとともに、スポーツ、レクリエーション活動や生涯学習活動への障がい者の参加を促進します。

3 生活環境

基本方針

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー環境の整備を促進します。さらには、障がい者の防災、防犯対策を推進します。

(1) 公共施設のバリアフリー化の推進

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」）に基づき、新築する公共施設をできる限り円滑に、また快適に利用できる施設として整備します。また「バリアフリー新法」に基づいたトイレ、駐車スペース等の整備を既存施設においても進めていきます。

(2) 安全な交通の確保

車椅子等の通行に支障とならないよう道路や歩道を段差が少ない構造に改善していきます。駐車場においても障がい者が安全に利用できる障がい者用駐車場やおもいやり駐車場の整備を推進し、パーミットパーキング制度の普及に努めます。また、視覚障がい者等が安全に通行できるよう高性能信号機等の設置を進め、すべての人に安全な交通の確保に努めます。

(3) 情報のバリアフリー化

視覚障がい者や聴覚障がい者等へ、その障がい特性に応じた情報伝達ができる体制を整えるとともに、知的障がい者等へのわかりやすい情報提供に努めます。また、障がいのある人となない人との間に、情報通信の利用面での格差が発生し、それが結果的に社会的・経済的格差につながる恐れがあることから、誰もが情報通信の利便を享受できる環境の整備を推進します。

(4) 防災・防犯対策の推進

障がい種別ごとに災害時の情報伝達のあり方を検討し、自主防災組織等による障がい者への支援体制を整備します。また、障がい者等災害時要援護者の避難支援プランが策定されるよう庁内関係課に働きかけるとともに、防災・防犯のために、地域の見守りの力が高まるよう支援します。

4 教育・育成

基本方針

一人ひとりの子どもの可能性を最大限に伸ばすため、幼児期から障がいの程度や能力に応じた教育が受けられるよう学習機会の保証に努めるとともに、教育条件の整備と障がい児教育の充実を図ります。また、障がい者が生きがいを持ち、充実した生活を送れるよう、生涯学習の振興に努めます。

(1) 子どもの成長に応じた発達支援の充実

一人ひとりの子どもの特性に応じた適切な発達支援を行うためには、医療機関、保健所、児童相談所、障がい児施設等と町内幼稚園、保育所、学校等との連携・ネットワーク化が必要です。子ども家庭課内に専門的な知識・技能を有する「発達支援システムアドバイザー」を中心とした「子ども家庭支援室（仮称）」を立ち上げ、保健、福祉、教育が一体となり、支援を行う体制を作ります。そこで、健診等から把握される子どもの療育教室における早期支援、保育所・幼稚園等の集団活動の中からの早期発見と適切な支援を実施できるようCLM（発達チェックリスト）等を活用しながらの個別指導計画による早期支援、就学時の引継ぎ支援、支援記録の整備等を実施しながら、保育所・幼稚園～小学校～中学校への育ちのリレーが繋がるように、途切れのない支援の充実を図ります。

(2) 統合保育の推進

障がいのある子どもと障がいのない子どもを共に保育することにより、障がいのある子どもの成長発達を促進するとともに、障がいのない子どもの障がいに対する正しい理解と福祉の心の育成を図ります。

(3) 特別支援教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりに応じた指導、支援が行えるよう、各中学校区に配置している特別支援教育巡回コーディネーターの充実を図り、学校間の連携強化に努めます。また、各小・中学校に配置している特別支援教育校内委員会を充実し、すべての教師が共通認識のもと特別支援教育に取り組む体制づくりを進めます。

5 雇用・就業

基本方針

雇用・就業は、障がい者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱です。そのため、働くことを希望する障がい者が能力を最大限に発揮し、就労を通じた社会参加が実現できるように努めます。また、職業的自立を図るため、雇用、福祉、教育の施策と連携した支援等を通じて、障がい者の就労支援の充実強化を図ります。

(1) 障がい者の雇用の場の拡大

障がい者の職業的自立を促進するため、就労相談支援事業所やハローワーク等の機関と連携して障がい者雇用に対する事業者の理解を促進します。また、教育現場との連携により進路指導、就労指導を踏まえた支援会議を開催します。さらには、住民、事業所等に対しても広報紙等により理解を呼びかけるとともに、就労支援に関する各種制度等の周知徹底を図ります。

(2) 就労支援の推進

障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う障がい者就業・生活支援センターとなる相談支援事業所を活用し、地域における障がい者に対する就労支援体制の強化を図ります。

(3) 就労支援サービスの充実

地域に就労支援のための障がい福祉サービスが定着するよう、障がい者の通所等に配慮する制度整備を行い、障がい者のサービス利用計画やモニタリング、就労移行支援により、より多くの障がい者が一般就労や福祉的就労に移行できる体制を整えます。

6 保健・医療

基本方針

障がい者に対して適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実し、障がい者のQOL（生活の質）を高めるとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図り、障がいの予防・早期発見・早期治療に努めます。

（１）障がいの原因となる疾病等の予防・治療

周産期予防としての妊婦健診、母親学級、妊産婦訪問、乳幼児期の健康診査、相談支援等を充実させ、早い段階で発達の遅れや障がいの原因となる疾病を見つけ、個別支援の充実を進めます。

（２）発達障がいの早期発見と支援

発達障がいの早期発見・支援のためには、臨床心理士等による発達相談や、多職種による継続した支援、医療機関・保育所・幼稚園等の関係機関の密接な連携が不可欠です。「子ども家庭支援室（仮称）」を中心とした保健・福祉・教育の連携を強化し、子ども及び家族に対する途切れのない相談支援体制の充実を含め、適切な時期に適切な支援を行うことを目指します。

（３）保健・医療サービスとリハビリテーションの充実

状態に応じた適切な保健・医療サービスが確保・提供できるよう体制を整えるとともに、障がい者の医療費負担を軽減するための助成制度の周知を図ります。また、身近な地域でリハビリテーションが受けられるよう、関係医療機関との連携を強化します。

（４）精神保健施策の推進

精神障がい者の人権に配慮した適正な精神医療ケアの推進を図り、精神障がい者やその家族に対して、こころの健康センターや桑名保健福祉事務所、医療機関等との連携による相談支援体制を強化していきます。また、精神障がい者が地域で生活できるよう周囲の誤解や偏見をなくすための町民への広報・啓発を推進します。

4 . 計画の重点目標

障がい者の自立と社会参加を基本とし、「3 . 施策体系の方向」で定めた大項目の基本方針と中項目別の施策の方向のうち、次に掲げる内容を、特に本計画期間の重点目標として、より具体的な目標設定を行い、実現に向け今後の施策を重点的に推進していきます。

社会的障壁のない地域社会の実現

障がいがある者にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のものを社会的障壁と定義し、この社会的障壁によって障がい者が継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けることのない地域社会の実現をめざします。

- ・町民がより一層、障がい者への理解を深めるよう「ノーマライゼーションの理念」の広報活動に取り組み、本計画の周知を図ります。

障がい者の虐待防止

障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって、虐待を防止することは極めて重要です。そのため、虐待の禁止、予防、早期発見に努め、虐待を防止するとともに、養護者に対する相談、指導、助言等の支援により、負担の軽減を図ります。

- ・町内に「障がい者虐待防止センター」機能をもつ組織を立ち上げ、虐待防止と養護者支援に取り組みます。

相談支援体制の充実

障がいの種別を問わず、障がい者の身近な環境で、基本的な相談や地域移行支援、地域定着支援が受けられるよう、相談支援体制を強化します。また、自立支援サービス等の支給決定プロセスを見直し、相談支援機関、医療機関、行政機関との連携による相談支援体制の拡充を図ります。

- ・町内に障がい者支援の核となる相談支援機関を立ち上げ、途切れのない相談支援が身近なところで、気軽に利用できるようにします。

権利擁護の推進

障がい者の地域移行、地域定着が進むことにより、実生活における経済活動や契約行為等のサポート体制が必要となります。そのため、成年後見制度や権利擁護センターの活用により、障がい者の立場に立って、公正かつ適切な方法で権利利益を擁護できる体制を充実します。

- ・権利擁護や成年後見制度について啓発・広報活動を展開し、町民の理解を深めます。
- ・町内に「権利擁護センター」機能をもつ組織を立ち上げ、障がい者や高齢者の権利擁護に取り組みます。

災害時の障がい者援護体制の確保

在宅の障がい者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある場合が多いため、防災関係機関、社会福祉協議会、社会福祉施設等と連携し、地域社会で災害時要援護者を支援する体制づくりを推進します。

また、発災後の避難生活において、一般的な避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする場合は、その特別な配慮に対応できる体制を整え、障がい者の安全安心を確保します。

- ・町内に在住する重度障がい者等に「災害時要援護者カード」を送付し、回収できたカード情報を防災機関や自主防災組織で情報管理、情報共有します。
- ・障がい種別ごとの災害時避難マニュアルを作成します。
- ・災害時の福祉避難所設置運営マニュアルを作成し、必要な資機材等を確保・備蓄していきます。

障がい者のスポーツ振興

障がい者が、スポーツを通じて体力づくりや仲間づくりをし、社会参加を促進することにより、健康で生きがいのある生活が営めるよう支援します。また、町民が障がい者と一緒にスポーツで汗を流すことにより、障がい者への理解を深めるきっかけとします。

- ・スポーツ大会、スポーツイベントへの障がい者の積極的な参加を促進します。
- ・スポーツにおいて優秀な成績を収めた障がい者を顕彰します。

第3章 障がい者の現状

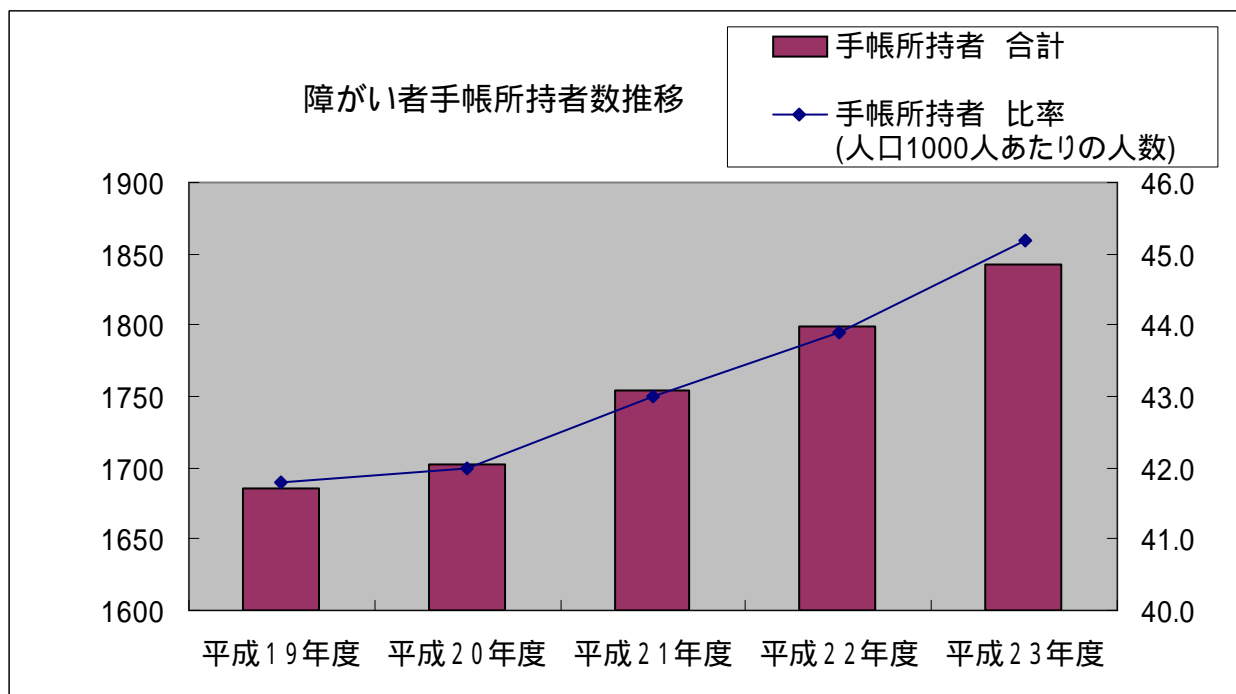
1. 障害者手帳所持者数の推移

平成23年4月1日現在の菰野町の障害者手帳所持者数は、1,842人であり、最近5年間の推移は平成19年4月1日現在に比べ、157人の増加となっています。

また、本町の人口1000人あたりの障害者手帳を所持する人は、平成19年度が41.8人であるのに対し、平成23年度は45.2人と、3.4人増加しており、年々増加の傾向にあります。

各年度4月1日現在

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者手帳	1,371	1,374	1,402	1,423	1,448
療育手帳	229	243	249	256	254
精神障害者保健福祉手帳	85	85	103	120	140
手帳所持者 合計	1,685	1,702	1,754	1,799	1,842
手帳所持者比率 (人口1000人あたりの人数)	41.8	42.0	43.0	43.9	45.2



2. 身体障がい者の状況

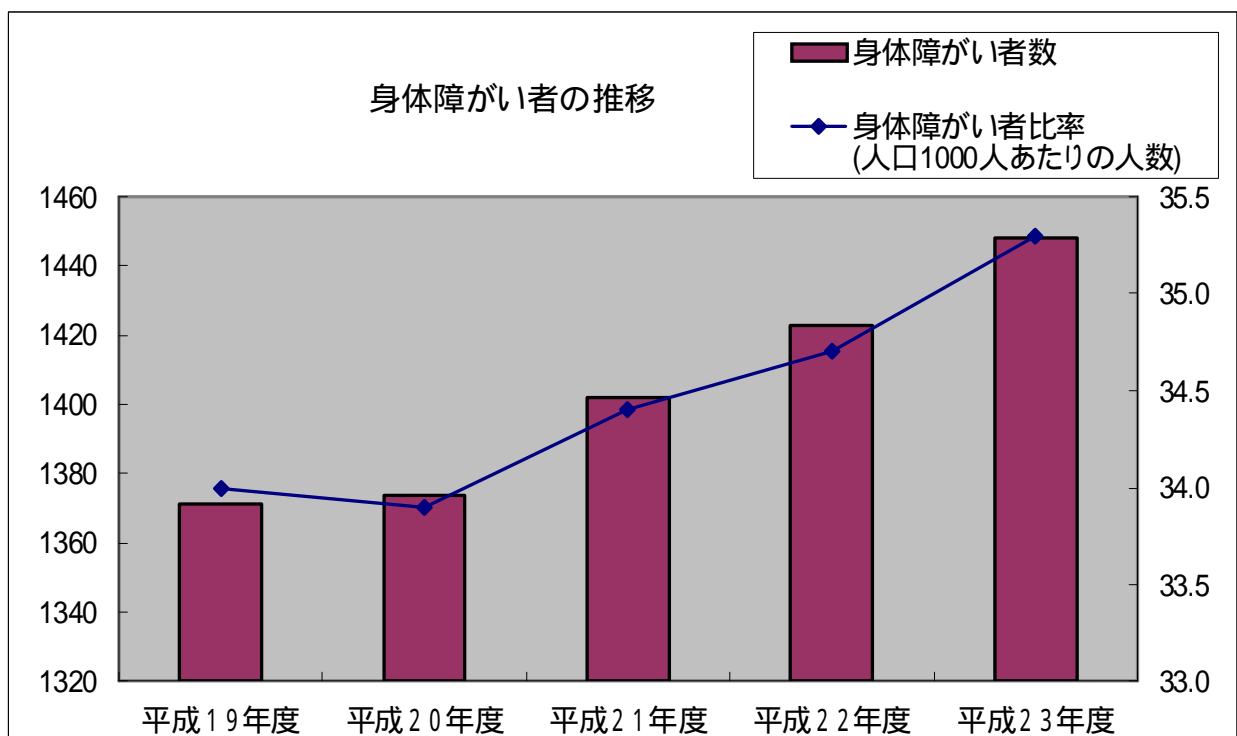
(1) 身体障がい者数の推移

身体障がい者数は、平成 19 年度において、1,371 人となっていますが、平成 23 年度では、1,448 人となり、年々増加傾向にあります。

人口 1000 人あたりの身体障がい者の人数は、平成 19 年度の 34.0 人から、平成 23 年度の 35.3 人と、1.3 人増加しており、年々増加傾向にあります。

各年度4月1日現在

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障がい者数	1,371	1,374	1,402	1,423	1,448
身体障がい者比率 (人口 1000 人あたりの人数)	34.0	33.9	34.4	34.7	35.3



(2) 等級別身体障がい者数の状況と障害の種類別状況

平成 23 年度の障害等級の構成比率において、1 級が 27.97% ともっとも多く、2 級をあわせた重度者が、半数近くを占めています。

障害の種類構成比率では、肢体不自由が 829 人で全体の 57.25% を占めており、三重県、四日市障害保健福祉圏域と比較してやや高くなっています。次に内部障害が 405 人で全体の 27.97% を占めており、平成 22 年 4 月から肝臓機能障害が手帳交付申請できる障害の種類に追加されています。また、障害種別ごとの割合は、三重県、四日市障害保健福祉圏域と同様の傾向があります。

平成 23 年 4 月 1 日現在

	視覚障害	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障害	総計	
1 級	23	10	0	165	207	405	27.97%
2 級	26	51	0	146	5	228	15.75%
3 級	12	11	6	187	98	314	21.69%
4 級	5	20	5	217	95	342	23.62%
5 級	9	0	0	81	0	90	6.21%
6 級	6	30	0	33	0	69	4.76%
総計	81	122	11	829	405	1,448	100.00%
	5.59%	8.43%	0.76%	57.25%	27.97%	100.00%	

平成 23 年 4 月 1 日現在

	視覚障害	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障害	総計	
三重県	4,761	7,581	861	40,737	19,619	73,559	
	6.47%	10.31%	1.17%	55.38%	26.67%	100.00%	
四日市障害保健福祉圏域	772	1,234	133	6,699	3,788	12,626	
	6.12%	9.77%	1.05%	53.06%	30.00%	100.00%	
菰野町	81	122	11	829	405	1,448	
	5.59%	8.43%	0.76%	57.25%	27.97%	100.00%	

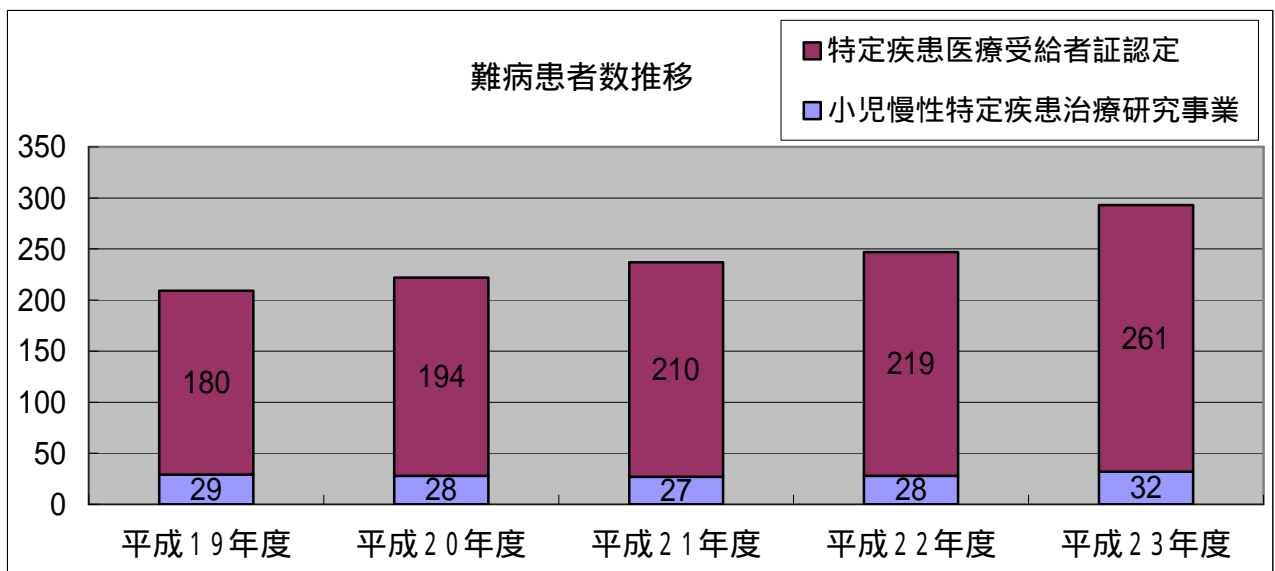
(3) 難病患者数の推移

「難病」とは、原因が不明で治療が確立されていないか、経過が慢性的で介護負担の大きい疾病のことをさします。国が指定した特定疾患については、治療研究事業の対象疾患として、医療費の給付制度があり、治療費の自己負担の軽減が図られています。

平成19年度において、難病患者数は209人となっていますが、平成21年10月に対象疾患の範囲が拡大し、11疾患が追加されたこともあり、平成23年度では、293人と年々増加傾向にあります。

各年度4月1日現在

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小児慢性特定疾患治療研究事業	29	28	27	28	32
特定疾患医療受給者証認定	180	194	210	219	261
病患者 計	209	222	237	247	293



3. 知的障がい者の状況

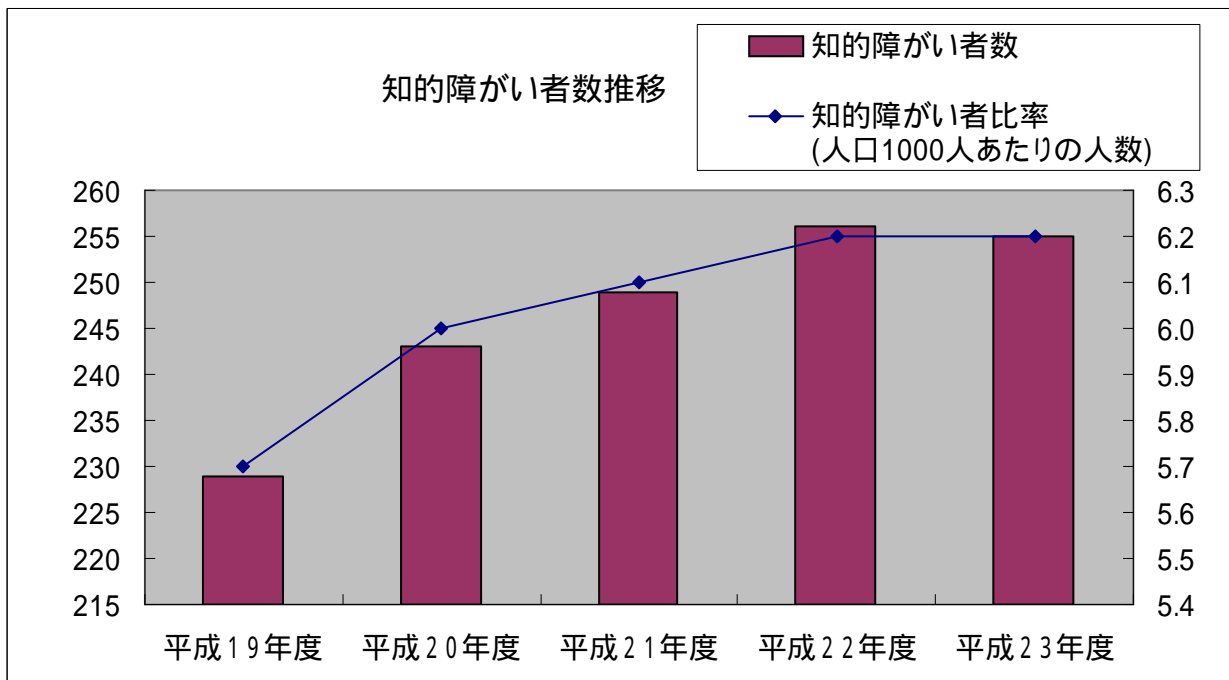
(1) 知的障がい者数の推移

知的障がい者数は、平成 19 年度において、229 人となっており、平成 23 年度では 255 人と 26 人の増加ですが、平成 22 年度から 23 年度は横ばいの傾向にあります。

人口 1000 人あたりの知的障がい者の人数は、平成 20 年度の 6.0 人から、ほぼ横ばいで推移しています。

各年度4月1日現在

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
知的障がい者数	229	243	249	256	255
知的障がい者比率 (人口 1000 人あたりの人数)	5.7	6.0	6.1	6.2	6.2



(2) 程度別知的障がい者の状況

知的障がい者の障害程度の比率は、A判定(最重度・重度)が平成19年度の53.28%から、平成23年度の54.33%と1.05ポイント上昇しており、増加傾向にあります。B判定(中度・軽度)は、平成19年度は46.72%から平成23年度の45.67%と0.55ポイント減少しています。

各年度4月1日現在

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A(最重度・重度)	122	126	129	133	138
	53.28%	51.85%	51.81%	51.95%	54.33%
B(中度・軽度)	107	117	120	123	117
	46.72%	48.15%	48.19%	48.05%	45.67%
知的障がい者数 計	229	243	249	256	255
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

4. 精神障がい者の状況

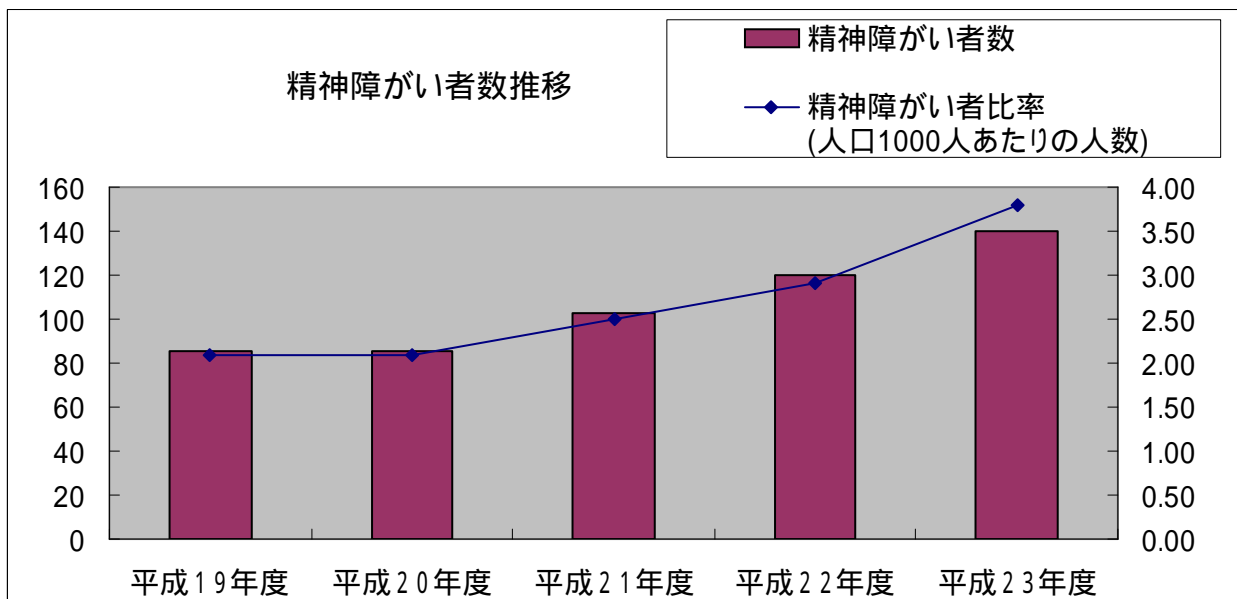
(1) 精神障がい者数の推移

精神障がい者数は、平成19年度において85人となっていますが、平成23年度では140人と、大きく増加傾向にあります。

人口1000人あたりの精神障がい者の人数は、平成19年度の2.1人から、平成23年度の3.8人と、1.7人増加しており、年々増加傾向にあります。

各年度4月1日現在

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
精神障がい者数	85	85	103	120	140
精神障がい者比率 (人口1000人あたりの人数)	2.1	2.1	2.5	2.9	3.8



(2) 等級別精神障がい者数の状況

平成23年度の障害等級の構成比率は、2級が65.00%と最も多く、次いで3級22.86%、1級12.14%の順となっています。また、等級ごとの割合は、四日市障害保健福祉圏域と同様の傾向があります。

平成23年4月1日現在

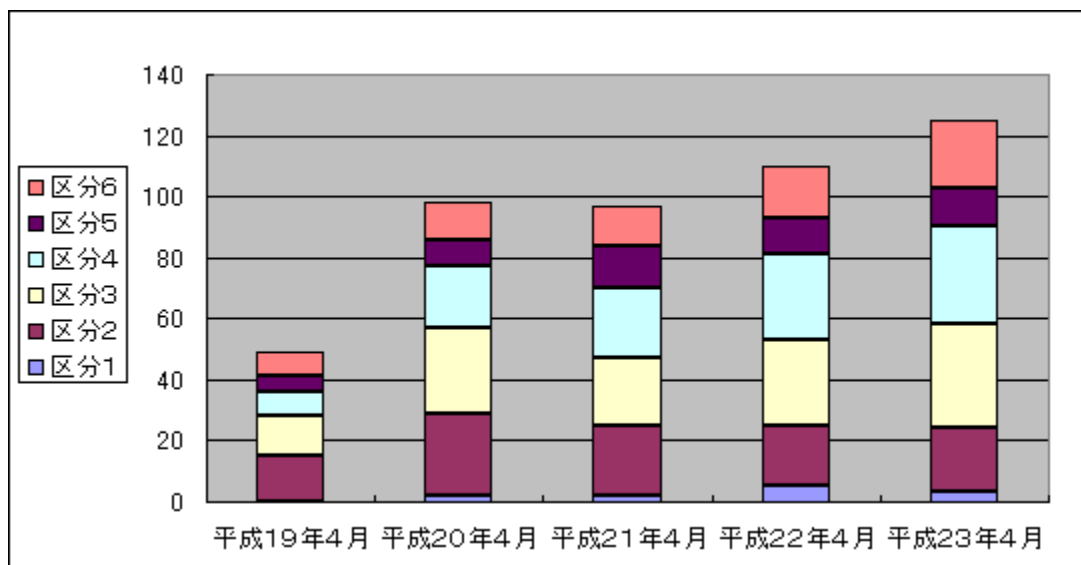
	1級	2級	3級	総計
四日市障害保健福祉圏域	210	994	343	1,547
	13.57%	64.25%	22.17%	100.00%
菟野町	17	91	32	140
	12.14%	65.00%	22.86%	100.00%

5 . 障害程度区分認定者数の推移

障害程度区分は、区分1～区分6の6段階で、区分6が最も介護が必要な判定となります。

障害程度区分認定者数は、平成19年度において、49人となっていますが、平成23年度では125人と、大きく増加傾向にあり、障害者自立支援サービスの定着がうかがえます。

	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
区分1	0	2	2	5	3
区分2	15	27	23	20	21
区分3	13	28	22	28	34
区分4	8	20	23	28	32
区分5	5	9	14	12	13
区分6	8	12	13	17	22
合計	49	98	97	110	125



第4章 障がい者団体ヒアリング調査

1. 調査の目的

菰野町心身障害者福祉会を中心とする町内障がい者団体等の協力を得て、障がいのある人の生活全般にわたる現状、課題、障がい福祉サービスのほか、障がいのある人に関するサービスの利用上の問題点や、今後の障がい福祉施策やニーズを把握することを目的にヒアリング調査を実施しました。

2. 調査方法の概要

(1) 調査方法

町内各障がい者団体を構成する会員に対して事前に調査票を配布し、当事者である会員個々の意見、要望等を聞き取るとともに、各団体別でのヒアリング調査日を設定し、懇談会形式による面談ヒアリング調査を実施しました。

(2) 対象団体・調査日

団 体 名	調査実施日
菰野町心身障害者福祉会	平成 23 年 9 月 15 日
菰野町あいの会 (視覚障害者の会)	平成 23 年 10 月 27 日
めぐみの会 (障がい児を持つ親の会)	平成 23 年 11 月 9 日
菰野町ろう者会 (聴覚障害者の会)	平成 23 年 12 月 4 日

(3) ヒアリング事前調査票様式

『第3次 菰野町障がい者福祉計画』策定にあたり、
ご意見をお聞かせください。

日頃より、町政にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、本町では障がい者福祉の充実をめざし、その指針となる『第3次 菰野町障がい者福祉計画』の策定を進めております。つきましては、町内の関係団体の皆様に障がい者福祉に関するご意見等をお聞かせいただき、今後の取り組みに反映していきたいと考えております。お手数ですが、後日直接お話を聞かせていただく日に、ご記入の上ご持参下さい。よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先：菰野町健康福祉課 社会福祉係 (電話 059-391-1123)

1. 現在の貴団体の概要を教えてください。

団体名：

記入者の役職・担当等：

団体の概要：(設立・設置の目的、加入者数・通所人数・職員配置数・利用者数等)

2．活動及び事業を展開する上で困っていたり、課題となっていることがありましたら、ご記入下さい。

活動・事業上の課題・悩み：

課題解決のために考えていること・必要なこと：

3．障がい福祉サービス等についての課題をご記入下さい。

障がい者に対するサービスの課題

- 4．障がい者（ご家族を含む）のために、行政や地域に望むことがありましたら、ご記入下さい。

行政：

地域：

- 5．災害（地震等）が起きた際の避難など災害時の課題について、ご記入下さい。

災害時の課題：

- 6 . 最後に、障がい者のための計画に対してご提案等ありましたらお願いします。

計画に対するご提案等：

以下の項目を参考にしてください。

啓発・広報、 生活支援、 生活環境、 療育・教育、 雇用・就労、
保健・医療、 情報・コミュニケーション等

ご協力ありがとうございました。

3. ヒアリング調査意見要望概要

各障がい者団体での懇談会形式での面談ヒアリング調査時に出された意見要望等と、事前に配布したヒアリング調査票に記入のあった意見要望等を、課題やニーズを整理し概要を取りまとめました。

これらの意見要望等は、本計画の施策体系の方向や計画の重点目標の参考として計画策定に反映させるとともに、今後、当町においてこれらの課題やニーズを念頭に置き、障がい保健福祉施策や行政運営全般を進めていきます。

(1) 障がい福祉サービス等についての課題

<p>移動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の移動支援の給付時間数を増加してほしい。 ・移動支援時間を1か月区切りにせず余った時間を翌月に回してほしい。 ・利用を希望する移動支援サービス事業所の予約が取れにくい。 ・移動支援給付時間が少ないため、月に一度の使用で移動支援給付時間が無くなってしまったため、外出したくてもできなくなってしまい、自立どころか出不精になってしまう。 ・障がい児の通学での移動支援を許可してほしい。 ・通学・通勤時、移動支援を使用して送迎ができるようにしてほしい。
<p>日中一時支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的と身体の障がい者がいっしょになると、知的の子どもを放っておく時間が長い気がする。 ・障がい児を緊急時に一時預かりで利用できる場所が近くにほしい。
<p>通学・通勤時、日常生活での送迎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協では福祉有償運送事業として通院に限り送迎を行っているが、公共交通機関では行けないような場所の買い物等にも利用できるようサービスを行ってほしい。 ・作業所に通う公共交通機関の交通費補助をしてほしい。
<p>障がい児サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さいころからの一貫したアドバイスや相談のできる体制を構築してほしい。 ・障がい児も学童保育が受けられるようサポートを充実してほしい。 ・障がい児への訓練する機会や場が少ない。 ・子育てに関するサービスの増加
<p>職員・ボランティアや施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の数がもっと増え、支援員の質の向上につながってほしい。 ・男性ヘルパーが少ないので増やしてほしい。 ・ボランティアや療育機関の充実してほしい。 ・障がい者用トイレへ椅子、ベンチの設置 ・けやき駐車場の障がい者専用スペースやおもいやり駐車場の整備

介護者への支援

- ・障がい児・者に対してだけでなく、その周りの家族、兄弟、ボランティアに対するサポートなども考慮してほしい。
- ・障がい児の親のレスパイトに対する支援が少ない。

交通機関の整備

- ・コミュニティバスを低床化してほしい。
- ・福祉バスが路線変更になると社会参加しにくくなる。

サービスの情報入手・利用方法

- ・サービスの情報の入手先がわからない。
- ・身体介護の使い方がわからない。

経済的支援

- ・国が設定している所得制限を見直してほしい。
- ・費用負担の軽減

その他

- ・けやきで実施されている歩行浴や足湯の利用については、障がい者専用の日を設けていただきたい。
- ・障がい児の療育は診断がついたらすぐにでも始めるべき。
- ・どのようなサービスにおいても、用いる言語の異なる「ろう者」が利用しやすい形にしてほしい。
- ・ろう者は「日本語とは異なる文法をもつ手話」での会話が「基本」ということを常に意識してサービスを企画してほしい。

(2) 行政に望むこと

<p>社会環境のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノンステップバスの購入をしてほしい。 ・ 道路整備で、歩道や段差をなくしてほしい。 ・ 点字ブロックの設置 ・ 音声信号機の設置 ・ 車がないと、買い物や通勤通学ができない。容易に利用できる交通システムを構築してもらいたい。
<p>行政の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度によって、健康福祉課、子ども家庭課と分かれるので複雑でややこしい。課が分かれていてもいいが、申請する側がわかりやすくなるようにしていただきたい。 ・ 制度が変更になった時や、新しいサービスができた時などすぐに教えてほしい。 ・ 受けられるサービスがわからない。 ・ 一生を通じて障がい児者のサポートをできる体制を作ってほしい。 ・ 災害時、役場が障がい者・児の状況を把握してくれるか心配 ・ 行政の方からサービスの提案をしてほしい。 ・ 途切れない支援をしてほしい。 ・ 障がい児を個別訪問してほしい。
<p>就労支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業所だけでなく、一般就労のできる企業を誘致してほしい。 ・ 一般就労できる場の増加 ・ 障がい者が働ける作業所の充実
<p>親亡き後のバックアップ体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親が亡くなった後に障がい者が一人でも生活できる施設を作ってほしい。 ・ 親亡き後、個室タイプの共同住宅に住み、会社や作業所に通いたい。
<p>移動手段体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援施設や医療機関などの送迎サービスの充実 ・ 障がい者においても高齢化はより一層進むと思われ、自家用車での移動が困難になる町民は増える。そのため、自家用車を運転できる町民が、高齢者を送迎する形の事業を検討してほしい。
<p>その他、サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児への言語などの療育訓練ができる場所を作ってほしい。 ・ 移動以外に月2時間位、家の中でしてほしい事にヘルパーを派遣してほしい。 ・ 障がい者が家具を新しく変える時に運搬作業をしてほしい。 ・ 視覚障がい者に電子白杖の日常生活用具給付をお願いしたい。 ・ 高齢化した障がい者も大事ですが、障がいの子もたちの事にも目を向けてほしい。

(3) 地域に望むこと

障がい者の理解促進

- ・ 共助の啓発をすすめてほしい。
- ・ 障がい者に対する理解、見守り、声かけ
- ・ 地域で社会参加でき、受け入れてもらえる場所があるとよい。
- ・ 発達障がいなど、障がい自体を理解してもらえよう助けてほしい。
- ・ 障がいのある子どもがいるというのを理解してほしい。
- ・ 知的障がい児でも、何か本人が困っていることがあれば手助けしてくれる社会になると嬉しい。
- ・ ノーマライゼーションを、こちらから地域へ働きかけることは大切だが、苦手な人もいるので、うまく働きかけられるように行政で援助してほしい。

その他

- ・ 聴覚障がい者が「地域のイベント・集会」に気軽に参加できるように聴覚障がい者に関する知識の学習が必要
- ・ イベントなどに手話通訳を配置できる「派遣制度」の周知をお願いしたい。
- ・ 民生委員さんとの接触がないため、そういう機会をつくってほしい。

(4) 災害時の課題

災害前に準備すべきこと

- ・ 「手話のできるボランティアスタッフ」および「手話通訳の資格を持つ者」の名簿作成
- ・ 地域の聴覚障がい者の全ての参加を促し、訓練を実施
- ・ 各地区で災害の時、支援が必要な人の名簿作り
- ・ 「自助」自分で準備し、避難し、スムーズに動けるように訓練することが大切
- ・ エリアメールなど「避難勧告」等を速やかに伝達できる手段が他にもないか検討必要
- ・ 頼りにする者のいない場合等の避難誘導を普段から広報等で周知していただく有難い。
- ・ 視覚障がい者は状況が見えないので、わかりやすくしてほしい。
- ・ 町ぐるみで登録制にして、障がい者たちが守られる町にしていってほしい。
- ・ 障がい者専用の避難場所を作って指定してほしい。
- ・ 災害発生時に「防災 F A X」だけでは十分に周知できるか不安がある。
- ・ どこに集まってどのように行けばいいのかわからない。
- ・ 全盲で一人暮らしだが、災害時、誰かに誘導してもらえるのかもわからない。

避難所での課題

- ・避難所などでの「音声情報の文字化」
- ・狭い中、人であふれると長時間過ごすことが困難なところもある。
- ・視覚障がい者には、音声情報をお願いしたい。
- ・避難所の中で、トイレになるべく近いところで障がい者が一箇所で集まればらいいと思う。
- ・障がい者に配慮した福祉避難所の設置希望
- ・自閉症は初めての場所や音、臭いに敏感で弱いので、他の方に迷惑をかけることが心配
- ・山奥に住んでいるので、災害が起きて道路が遮断されると物資も届くのか不安
- ・避難生活になった場合、一般の人たちと同じような生活はできないので、隔離した避難場所がほしい。
- ・共同生活が難しいので、他の方に少しでも迷惑がかからないような状況をハードの面でも準備してほしい。
- ・避難所などで対応する職員に「聴覚障がい者への対応方法に関する理解」の学習が必要
- ・周囲の方の理解がどこまでかと思うと、避難所生活は厳しいと感じる。
- ・最低限、避難所地区の自治会などの関係者には「地域に住む聴覚障がい者世帯」の家族構成や容姿などを知っておいただき、避難所などで「声をかけること」ができるとよい。

避難する時の課題

- ・家族が一緒の時はいいが、そうでない時が心配
- ・避難路の確保をきちんとしてほしい。
- ・家族以外の人という時や一人でいる時が困る。
- ・とっさの状況判断ができないので、声かけや誘導が必要
- ・目や足の不自由な者の避難場所への避難は非常に困難を伴うと思われる。
- ・避難場所までの道のりが階段で、視覚障がい者には避難が困難
- ・自宅に本人一人の場合は、地域・行政で即チェック、即保護体制を取っていただきたい。
- ・親と連絡が取れない場合、学校・作業所にいた時は、即保護していただきたい。

その他

- ・「共助」「公助」として周りに障がいを理解してもらい、共に助け合いながら過ごすことも大切だと思う。
- ・知的障がいのある本人だけで災害に境遇した場所に助けを求めたり、知らない人の指示を聞いたりできるのか不安がある。

(5) 障がい者のための計画に対しての提案

啓発・広報
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者は耳で聞くことができる情報が欲しい。 ・心身障害者福祉会の行動、行事、レクリエーション、バザーなどのPR ・障がいの理解を促すため、障がいの種類・特徴などを広めてもらいたい。まだ気づけていない、認めたくない人たちが認めるきっかけになるかもしれない。
生活支援
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物や病院に行くことが障がい者でも行きやすいようにしてほしい。 ・長く確実に支援ができるようにしてほしい。
生活環境
<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの徹底 ・子どもから大人まで途切れない支援をしてほしい。 ・相談支援の充実 ・障がいがあってもなくても、楽しみをあきらめない充実した生活をしたい。
療育・教育
<ul style="list-style-type: none"> ・クラスによって質の差があり、先生によって充実した1年間を過ごせないこともある。子どもはもちろんのこと、親の精神的負担はかなりのもの。差が出ないように、質を高めてほしい。 ・療育、教育がおろそかにならないようにしてほしい。 ・もっと町ぐるみで障がいを持つ人の療育・教育を大事にしてほしいと思います。 ・けやきにて、療育訓練が受けられるよう指導員を確保していただきたい。
雇用・就労
<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者等への就労雇用支援 ・就労・実習の場がほしい。 ・町内にある作業所はわかば作業所のみ。人数も増えてきて一般企業にどれだけ就労でき、また、就労してもパートで不景気になると弱者よりカットされると思うと、どこまで保障があるかしっかり見極めがいる。働く場所はしっかり提案していただきたい。 ・菰野町内に就労移行支援の事業所を望む。 ・雇用・就労に関しての情報提供をもっとほしい。 ・三重県は障がい者雇用率が最下位。菰野町でも障がい者が雇用されるよう、また身体障がいの方だけでなく、知的障がいのある人も雇用につける協力をしてほしい。そのための家族の者がどうしていったらいいかのアドバイスもほしい。 ・療育・教育をきちんとすることによって、雇用・就労にも繋がると思う。税金でお世話になるばかりではなく、障がい者が税金を納められるように一般就労できるようにすること、またそのような場を作ることができる会社の誘致などしてほしい。

保健・医療

- ・医療費は現在役場の方から後から振り込まれるようになっているが、会計に時間がかかることもあり、もしガイドヘルパーを使用していたりする時は、時間が無駄になってしまうため、立替払いなしにしてほしい。
- ・障がい児・障がい者の医療的な相談ができる部門をけやき、役場に作ってほしい。

その他

- ・少人数で一緒にいられる仲間や、そこに支援の方が入っていただき親も協力し合いながら、安心して過ごせる場所（グループホーム）づくりができればいいなと思う。
- ・就労継続支援 A 型の事業所を増やしてほしい。

第5章 障がい福祉サービスの今後の動向と目標量

1. 平成26年度に向けての目標量

第1期障害福祉計画においては、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や、就労支援という課題に関して、平成23年度を目標年度とした具体的な数値目標を設定し、第2期障害福祉計画においても同様に第1期で設定した目標の実現を目指し、各種サービスの計画的な整備による施設入所者数の削減や退院可能な精神障がい者の地域移行を進めるよう目標設定しましたが、地域資源の不足等により計画どおり進んでいないのが現状です。

今回の第3期障がい福祉計画では、平成26年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に当町の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を進めていきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標は、国の指針においては平成17年10月1日時点の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することとしていますが、当町においては平成23年10月1日時点の施設入所者の一割以上の移行を目標値として設定します。

項 目	数 値	備 考
平成17年10月1日時点の施設入所者数	22人	
平成23年10月1日時点の施設入所者数	26人	(A) うち旧法施設 2人
平成26年度末の施設入所者数	23人	(B)
【目標値】 削減見込	3人 (11%)	(A-B) $(A-B)/(A) * 100\%$
【目標値】 地域生活移行者数	2人	施設入所からGH・CH等へ移行した人数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、目標年度である平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。国の指針では、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本としています。当町では平成 23 年度の移行実績の 4 倍を目標値として設定します。

項 目	数 値	備 考
平成 17 年度の 年間一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度の 1 年間に福祉施設を退所し一般就労した者の数
平成 23 年度の 年間一般就労移行者数	1 人	平成 23 年度の 1 年間に福祉施設を退所し一般就労した者の数
【目 標 値】 平成 26 年度の 年間一般就労移行者数	4 人	平成 26 年度の 1 年間に福祉施設を退所し一般就労する者の目標値

(3) 就労移行支援事業の利用者数

目標年度である平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本とする国の指針が示されていますが、地域特性と社会資源の整備状況から勘案し、目標値を設定します。

項 目	数 値	備 考
平成 26 年度末の 福祉施設利用者数	200 人	
【目 標 値】 平成 26 年度の 就労移行支援事業の利用者数	10 人 (5 %)	

(4) 就労継続支援(A 型) 事業の利用者の割合

目標年度である平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援(A 型) 事業を利用することを基本とする国の指針が示されていますが、平成 23 年度末時点の就労継続支援事業の利用者状況や地域資源の整備状況等から勘案し、26 年度末における就労継続支援(A 型) 事業の利用者の割合を目標値として設定します。

項 目	数 値	備 考
平成 23 年度末の 就労継続支援(A 型) 事業の 利用者数	5 人	
平成 23 年度末の 就労継続支援(B 型) 事業の 利用者数	41 人	
平成 26 年度末の 就労継続支援(A 型) 事業の 利用者数	15 人	(A)
平成 26 年度末の 就労継続支援(B 型) 事業の 利用者数	60 人	
平成 26 年度末の 就労継続支援(A 型 + B 型) 事業の 利用者数	75 人	(B)
【目 標 値】 平成 26 年度の 就労継続支援(A 型) 事業の 利用者の割合	20%	(A) / (B)

(5) 退院可能精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者のうち、地域に受け皿がないため社会的入院となっている退院可能な精神障がい者は、入院中の精神障がい者の約 57% 程度いると推測されており、平成 23 年度において四日市障害保健福祉圏域全体で約 87 名程度の退院可能精神障がい者が入院生活を送っていると推測されます。

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、具体的な着眼点として次の 2 つを指標とし、三重県全体において目標数値を管理していきます。

項 目	数 値
1 年未満入院者の平均退院率	目標値 76%
5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数	現行の 20% 増

2. 障がい福祉サービスの事業体系

各障がい福祉サービス事業所は、平成24年3月末までに障害者自立支援法に基づく施設へ体系を移行することとされています。また、平成25年8月から自立支援法に変わる新しい法律の施行に向けて、現在議論が進められています。第3期計画の中に体系そのものが大きく変わることも予想されます。

障害者自立支援法は、以下のように介護給付費、訓練等給付費等からなる「自立支援給付」と「地域生活支援事業」から成り立っています。また、平成24年度から障がい児支援関係のサービスが児童福祉法に基づくサービスになります。

障がい福祉サービスの内容

		サービス名	概要	
自立支援給付	介護給付費	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います	
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
		同行援護	外出時における、視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ・食事等必要な援助を行います 平成23年10月から開始されたサービスです	
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います	
		児童デイサービス	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います 平成24年度からは児童福祉法に基づくサービスとなります	
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
		障害者施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います		
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
		就労継続支援 (A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	
	自立支援医療		育成医療(実施主体:県) / 更生医療 / 精神通院医療(実施主体:県)	
	補装具			

地域生活支援事業	必須事業	相談支援事業	相談支援事業所による相談窓口を設置し、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います
		コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者を派遣します
		日常生活用具給付事業	当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します
		移動支援	社会上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出するときの移動を支援します
		地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います
	任意事業	在宅身体障害者訪問入浴サービス	家庭で、自力又は家族のみでは入浴が困難である在宅の身体障がい者に、訪問により入浴サービスを行います
		日中一時支援	日中の活動の場の確保と、家族の就労支援及び介護者の一時的な負担軽減を図ります
		社会参加促進事業	スポーツ・芸術活動、奉仕員養成研修事業、自動車改造費助成事業など障がい者の社会参加を促進します

地域生活支援事業には、上記事業のほか都道府県が行う事業があります。

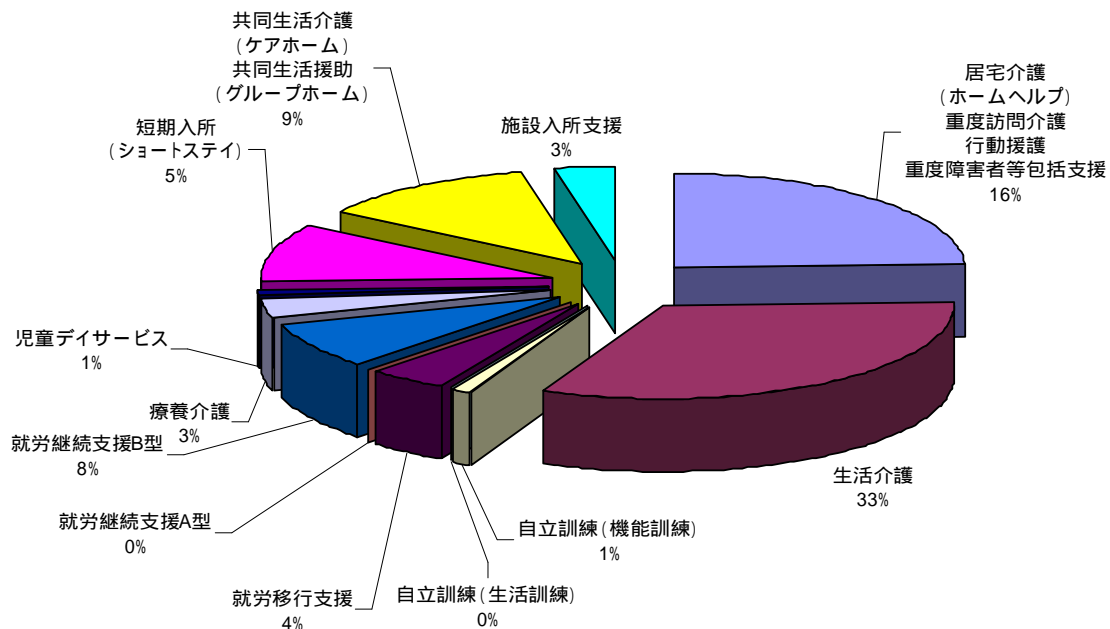
児童福祉法に基づく障がい児支援サービス（平成24年度からのサービス）

児童福祉法	障がい児支援	放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に、授業の終了後又は休校日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います
		児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います(旧 児童デイサービス)

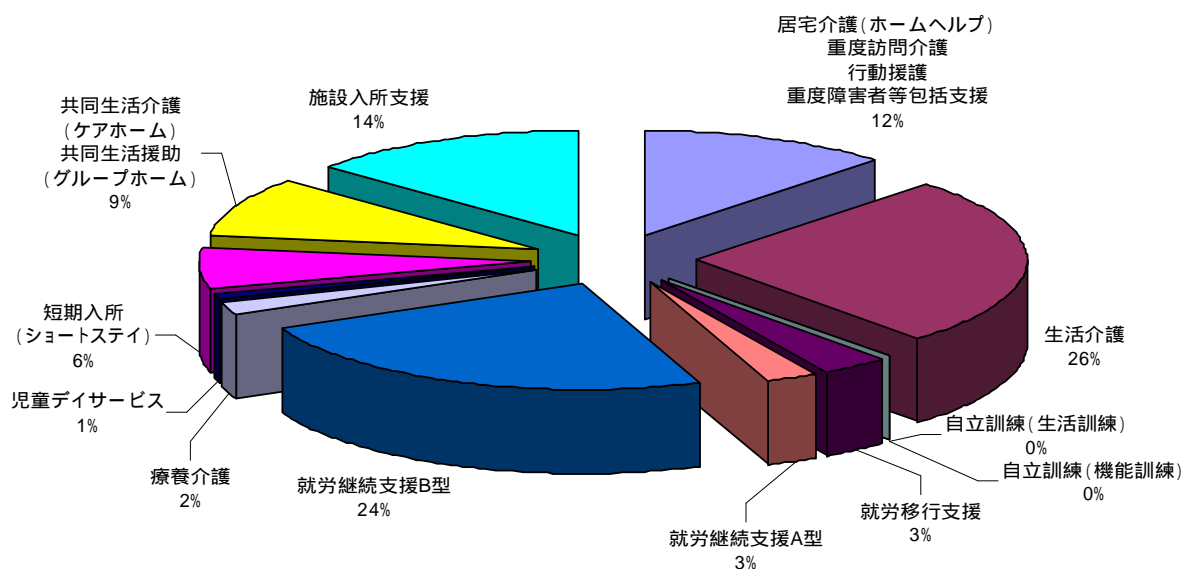
3. 障がい福祉サービスの利用状況比較

障がい福祉サービスの利用は、身近な地域にそのサービスを提供できる施設があるかなど、地域資源により利用状況が大きく左右されます。自立支援サービス定着前の平成20年度と定着後の平成22年度の1ヶ月あたりのサービス利用日数を利用割合として表すとそれぞれ次のようになります。

平成20年度の障がい福祉サービス利用割合



平成22年度の障がい福祉サービス利用割合



4. 障がい福祉サービスの見込み量

障がい福祉サービス等の必要量を見込むにあたっては、今後の制度の動向に注目するだけでなく、現在のサービスの利用状況等を勘案し、障がいのある人が地域で生活するために必要な支援を把握することが重要です。

(1) 訪問系サービス

居宅介護
 重度訪問介護
 同行援護
 行動援護
 重度障害者等包括支援

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分/月	275	238	86.5	326	213	65.3	376	239	63.6

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分/月	314	249	79.3	421	379	90.0	528	410	77.7
	人分/月	20	18	90.0	27	19	70.4	33	20	60.6

平成23年度は途中実績に基づく見込

第3期計画の目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護	時間分/月	500	550	600
行動援護 重度障害者等包括支援	人分/月	26	28	30

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
同行援護	時間分/月	140	170	200
	人分/月	7	7	8

評価と予測

訪問系サービスはゆるやかに増加しています。

平成23年10月からは同行援護が新たに訪問系サービスに加わり、実績の伸びが予測されます。また、地域移行支援事業の個別給付化により、精神障がい者の訪問系サービス利用の増加が見込まれます。

基盤整備の考え方

- ・ニーズに対して、必要な支給量を供給できる基盤の整備に努めます。
- ・一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、事業所の把握に努めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
生活介護	日分/月	113	113	100.0	158	175	110.8	224	407	184.8

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
生活介護	日分/月	483	570	118.0	552	884	160.1	621	976	157.2
	人分/月	21	35	166.7	24	50	208.3	27	55	203.7

平成23年度は途中実績

評価・予測

在宅や施設入所の方の昼間の過ごし場として、実績が大幅に伸びています。新規事業所が開設されたことも、利用者の増加につながりました。旧法入所施設等の障害者自立支援法施設への移行終了に伴い、生活介護の増加が予測されます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
自立訓練(機能訓練)	日分/月	75	0	0.0	75	11	14.7	75	32	42.7
自立訓練(生活訓練)	日分/月	0	0	0.0	0	0	0.0	22	0	0.0

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
自立訓練(機能訓練)	日分/月	46	0	0.0	61	0	0.0	75	0	0.0
	人分/月	2	0	0.0	3	0	0.0	4	0	0.0
自立訓練(生活訓練)	日分/月	22	0	0.0	44	0	0.0	66	0	0.0
	人分/月	1	0	0.0	2	0	0.0	3	0	0.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

機能訓練は、圏域内の社会資源が少ないことや、周知不足により利用が伸びていません。

生活訓練は、第1期、第2期において実績がありません。しかし、入所施設からの地域移行を進めるにあたり、訓練の活用が効果的であると考えられます。

就労移行支援

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
就労移行支援	日分/月	0	0	0	88	0	0.0	132	56	42.4

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
就労移行支援	日分/月	81	83	102.5	107	113	105.6	132	58	43.9
	人分/月	4	4	100.0	5	5	100.0	6	2	33.3

平成23年度は途中実績

評価・予測

支援学校卒業後、就労できなかった方が就労移行支援を利用する傾向があります。一般就労を目指した支援であり、利用期間が設定されていることから、年度により実績に差があります。現在、圏域内には事業所がありますが町内には事業所がありません。

就労継続支援（A型）

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
就労継続支援A	日分/月	0	0	0.0	176	0	0.0	220	0	0.0

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
就労継続支援A	日分/月	88	20	22.7	176	72	40.9	264	85	32.2
	人分/月	4	1	25.0	8	4	50.0	11	4	36.3

平成23年度は途中実績

評価・予測

第1期では実績がありませんでした。第2期では、依然として事業所数の不足により達成率は低いものの、多様な新規事業所が開設され利用が伸びてきています。また、支援学校卒業者や一般高校卒業後の就労先の一つとして、広まりつつあります。

第3期においても、雇用の事業所として継続した利用ができるよう、事業所の確保、利用の促進を図る必要があります。

就労継続支援（B型）

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
就労継続支援B	日分/月	0	0	0	44	27	61.4	770	73	9.5

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
就労継続支援B	日分/月	437	543	124.3	802	584	72.8	1166	699	59.9
	人分/月	19	32	168.4	35	37	105.7	50	38	76.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

就労支援サービスにおいて、利用者の割合が最も大きくなっています。

平成21年度に町内の小規模作業所が移行したことにより、第1期から第2期にかけては実績が大きく伸びましたが、第2期の伸びは小さく、社会資源としては依然として不足していることが一因です。新規利用者の増加はみられますが、他のサービスへの移行は少なく、これがさらに事業所数の不足につながっていると推測されます。

療養介護

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
療養介護	人分/月	3	3	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
療養介護	日分/月	93	91	97.8	93	91	97.8	93	79.6	85.6
	人分/月	3	3	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

平成22年度までは計画どおりに実績がありました。平成23年度に入って減少し、今後も同様に推移すると予測されます。

児童デイサービス

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
児童デイサービス	日分/月	5	2	40.0	5	9	180.0	5	3	60.0

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
児童デイサービス	日分/月	2	3	150.0	3	4	133.3	5	2	40.0
	人分/月	2	1	50.0	3	1	33.3	4	4	100.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

年度によって、対象児童数に差があります。

療育を目的としたサービスですが、町内に事業所がなく、近隣の事業所も定員を超える利用希望者がいる状況です。圏域内では学齢児を受け入れられる資源がないのが現状です。

短期入所（ショートステイ）

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
短期入所	日分/月	25	27	108.0	26	27	103.8	28	41	146.4

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
短期入所	日分/月	48	58	120.8	48	51	106.3	48	66	137.5
	人分/月	8	9	112.5	8	10	125.0	8	12	150.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

緊急時の預かりや養護者のレスパイト、将来的な施設入所を視野に入れた体験的な利用など、多様なニーズがあります。地域移行が進むと施設不足が予測されます。

日中活動系サービスの目標

第3期計画の目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分/月	1620	1770	1835
	人分/月	80	87	95
自立訓練(機能訓練)	人日分/月	46	46	46
	人分/月	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分/月	22	22	22
	人分/月	1	1	1
就労移行支援	人日分/月	130	158	185
	人分/月	6	8	10
就労継続支援(A型)	人日分/月	225	293	338
	人分/月	10	13	15
就労継続支援(B型)	人日分/月	945	1055	1206
	人分/月	47	53	60
療養介護	人日分/月	62	62	62
	人分/月	2	2	2
短期入所	人日分/月	70	90	120
	人分/月	15	22	26

児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
放課後等デイサービス	人日分/月	20	50	80
	人分/月	5	10	15
児童発達支援	人日分/月	5	7	9
	人分/月	1	2	2

基盤整備の考え方

- ・ サービス内容の周知に努め、必要に応じた積極的な利用をすすめます。
- ・ 事業所数の不足により、ニーズを充足できていない現状を改善するため、定員の拡大や新規事業所の参入の促進に努めます。
- ・ 現在のサービス利用内容について、利用者一人ひとりの状況に即したものとなっているかを検証しながら、地域全体でのサービス利用状況について把握します。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）
共同生活介護（ケアホーム）

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
GH・CH	人分/月	11	11	100.0	12	10	83.3	14	11	78.6

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
GH・CH	人分/月	13	13	100.0	15	14	93.3	18	15	83.3

平成23年度は途中実績

評価・予測

知的障がい者、精神障がい者の利用はありますが、より一層の地域移行へ向けての施設整備の促進が必要です。平成22年度中から身体障がい者も対象となりましたが、近隣に利用できる資源がなく、利用実績はありません。

施設入所

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
施設入所支援	人分/月	2	0	0.0	2	1	50.0	7	3	42.9

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
施設入所支援	人分/月	15	12	80.0	20	21	105.0	25	24	96.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

第2期中に旧法施設の新体系への移行が進み、実績が大きく伸びています。地域移行を目指すという流れのなかで、今後は第2期に見られたような大幅な増加はないと見込まれます。

居住系サービスの目標

第3期計画の目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
GH・CH	人分/月	18	21	25
施設入所支援	人分/月	25	24	23

基盤整備の考え方

- ・平成24年度に、旧法施設入所者がすべて新法施設入所者に移行します。
- ・居住系サービス利用希望者に対して、一人ひとりに合った選択をしていただけるよう、周知を図ります。
- ・既に事業を行っている事業所を把握し、活用できるよう努めます。
- ・身近な地域で生活できる場として、グループホームやケアホームに対する地域の理解を深め、整備、運営の促進を図ります。

(4) 相談支援

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
相談支援	人分/月	11	11	100.0	12	11	91.7	12	11	91.7

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
相談支援	人分/月	12	10	83.3	13	0	0.0	14	0	0.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

平成22年度からは、サービス利用計画を作成できる相談支援事業所が町内になくなったため減少しました。平成24年度からは、より一層の相談支援体制充実のため、障がい者サービス利用計画を作成する計画相談支援と、地域移行や地域定着を進めるための地域相談支援が障害者自立支援法で個別給付化されます。また障がい児を対象とした通所サービスの利用に係る相談等が障がい児相談支援として児童福祉法に基づき充実されます。

第3期計画の目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人分/月	10	30	50
地域移行支援	人分/月	3	4	5
地域定着支援	人分/月	1	2	3

児童福祉法に基づく障がい児計画相談支援の目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい児計画相談支援	人分/月	2	5	9

基盤整備の考え方

ニーズに見合ったサービスが適切に利用できるよう、サービス利用計画を作成できる特定相談支援事業者の確保に努めます。また、障がい者自立支援サービスの支給決定や利用支援のためのサービス利用計画作成対象者の拡大が見込まれる中、これに対応でき、計画作成後のモニタリングにも対応できる支給量の確保と相談支援体制の充実に努めます。

5. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

相談支援事業

A) 障害者相談支援事業

第1期計画と実績

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
カ所	0	0	0	5	5	100.0	5	5	100.0

第2期計画と実績

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
カ所	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会で取りまとめ、総合相談支援事業を圏域内の事業所へ委託しており、実績は計画どおりとなっています。

第3期においては、相談支援体制の制度的見直しや地域相談支援の創設も踏まえ事業所との連携を一層図るとともに、利用者にとって身近なところで相談できる体制を整えるため、町内に基幹相談支援センターを設置します。

第3期計画の目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合相談支援	カ所	5	5	5
基幹相談支援	カ所	1	1	1

B) 地域自立支援協議会

第1期計画と実績

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
カ所	0	0	0	1	1	100.0	1	1	100.0

第2期計画と実績

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
カ所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0

平成23年度は途中実績

第3期計画の目標

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
カ所	1	1	1

成年後見制度利用支援事業

評価・予測

平成24年4月から新たに成年後見制度利用支援事業が、地域生活支援事業の必修事業として位置づけられることとなりました。第3期計画からは、この制度の利用を通じて、障がい福祉サービスの適正な利用を促していきます。

第3期計画の目標

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用見込者数	1	1	1

コミュニケーション支援事業

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
手話通訳者派遣事業	件	40	41	102.5	45	107	237.8	45	115	255.6
要約筆記奉仕員派遣事業		20	20	100.0	25	2	8.0	30	20	66.7
合計		60	61	101.7	70	109	155.7	75	135	180.0

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
手話通訳者派遣事業	件	120	170	141.7	130	154	118.5	135	150	111.1
要約筆記奉仕員派遣事業		35	14	40	35	11	31.4	35	15	42.9
合計		155	184	118.7	165	165	100	170	165	97.1

平成23年度は途中実績

評価・予測

第1期から第2期にかけて、手話通訳者派遣事業実績が急激に伸び、その後はほぼ横ばいとなっています。事業としては定着してきていますが、今後も安定した事業継続のため、通訳者等の確保が必要です。要約筆記奉仕員派遣事業については、依然として低い達成率で推移しています。筆記者の養成に加え、利用者の掘り起こしが必要です。

第3期計画の目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業	件	160	180	200
要約筆記奉仕員派遣事業		30	35	35
合計		190	215	235.0

基盤整備の考え方

- ・三重県と協力して手話通訳者の養成に努めます。
- ・行事開催時等には情報保障の機会を増やし、これを聴覚障がいに対する認識を深めるための広報・啓発の一環と捉え、手話通訳・要約筆記の設置をすすめます。
- ・手話通訳者設置事業の検討を行います。

日常生活用具給付事業

該当する用具

- A) 介護・訓練支援用具
特殊寝台、特殊マットなど
- B) 自立生活支援用具
入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器など
- C) 在宅療養等支援用具
電気式たん吸引器、盲人用体重計など
- D) 情報・意思疎通支援用具
視覚障害者用拡大読書器、FAX、点字図書など
- E) 排せつ管理支援用具
ストマ用装具、紙おむつなど
- F) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

第1期計画と実績

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
件	230	111	48.3	238	236	99.2	246	397	161.4

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
介護・訓練支援用具	件	2	2	100.0	2	3	150.0	2	4	200.0
自立生活支援用具	件	7	7	100.0	7	4	57.1	7	2	28.6
在宅療養等支援用具	件	10	12	120.0	10	19	190.0	10	5	50.0
情報・意思疎通支援用具	件	7	10	142.9	7	11	157.1	7	3	42.9
排せつ・管理支援用具	件	203	79	38.9	211	199	94.3	219	380	173.5
居宅生活動作補助用具	件	1	1	100.0	1	0	0.0	1	3	300.0

第2期計画と実績

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
件	414	484	116.9	414	599	144.7	414	400	96.7

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
介護・訓練支援用具	件	4	1	25.0	4	0	0.0	4	0	0
自立生活支援用具	件	8	7	87.5	8	7	87.5	8	2	25.0
在宅療養等支援用具	件	12	8	66.7	12	19	158.3	12	15	125.0
情報・意思疎通支援用具	件	8	10	125.0	8	11	137.5	8	10	125.0
排せつ・管理支援用具	件	380	457	120.3	380	559	147.1	380	600	157.8
居宅生活動作補助用具	件	2	1	50.0	2	3	150.0	2	2	100.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

ストマ用装具給付対象者の増加により、実績が大幅に伸びています。また第2期では、情報・意思疎通支援用具、在宅療養のための機器の給付件数が、計画を上回っています。

第3期計画の目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具	件	8	9	10
在宅療養等支援用具	件	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件	10	12	15
排せつ・管理支援用具	件	600	600	600
居宅生活動作補助用具	件	2	2	2

移動支援事業

第1期計画と実績

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
延利用時間/月	128	131	102.3	166	186	112.0	211	182	86.3

第2期計画と実績

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
延利用時間/月	237	240	101.3	292	252	86.3	347	253	72.9
人分/月	42	48	114.3	54	42	77.8	65	46	70.8

平成23年度は途中実績

評価・予測

利用者一人あたりの利用時間に上限を設けていることや、サービス提供事業所が限られているため、大きな伸びは見られません。平成23年10月からは視覚障がいの方を対象とした支援である「同行援護」が新たに創設され、移動支援事業については現状で推移すると予測されます。

第3期計画の目標

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用時間/月	260	275	288
人分/月	47	52	55

地域活動支援センター（旧日中活動支援事業）

第1期計画と実績

地域活動支援センター 型

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
カ所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
人分/月	1	1	100.0	1	1	100.0	5	1	20.0

第2期計画と実績

地域活動支援センター事業

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
カ所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
人分/月	5	3	60.0	5	3	60.0	5	3	60.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

三重県の日中活動支援事業（地域活動支援センター 型）は、平成21年3月末で事業廃止となり、平成21年4月から日中一時支援の機能については、日中一時支援事業として市町村の任意事業となりました。その他の機能は地域活動支援センターとして位置づけられており、今後も継続した利用が見込まれます。

第3期計画の目標

地域活動支援センター事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
カ所	1	1	1
人分/月	5	5	5

(2)任意事業

在宅身体障害者訪問入浴サービス事業

第1期計画と実績

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
人分/月	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0

第2期計画と実績

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
人分/月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	2	200.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

第2期計画では、重度障がいにより自宅の浴槽での入浴が難しい方に対して継続的な利用がありました。通所施設での入浴支援とは異なり、自宅で入浴ができる事業として、今後もニーズがあると予測されます。

第3期計画の目標

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人分/月	2	3	3

日中一時支援事業

第1期計画と実績

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
日分/月	4	4	100.0	5	11	220.0	5	34	680.0

第2期計画と実績

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
日分/月	38	18	47.4	45	53	117.8	50	56	112.0

平成23年度は途中実績

評価・予測

第2期では、利用実績が大きく伸びました。障がい者では週末などに定期的な利用が多く、障がい児では長期休暇の過ごしの際として活用されています。

第3期計画の目標

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日分/月	56	63	65

社会参加促進事業

第1期計画と実績

	単位	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	件数	0	0	-	0	1	実施	1	1	100.0
芸術・文化講座開催等事業	件数	0	0	-	0	0	-	1	1	100.0
奉仕員養成研修事業	件数	1	1	100.0	0	1	実施	0	1	実施
障害者自動車運転免許取得費助成事業	件数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
身体障害者用自動車改造費助成事業	件数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	2	200.0

第2期計画と実績

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	件数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
芸術・文化講座開催等事業	件数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
奉仕員養成研修事業	件数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
障害者自動車運転免許取得費助成事業	件数	1	0	0.0	1	1	100.0	1	0	0.0
身体障害者用自動車改造費助成事業	件数	1	2	200.0	1	0	0.0	1	0	0.0

平成23年度は途中実績

第3期計画の目標

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	件数	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	件数	1	1	1
奉仕員養成研修事業	件数	1	1	1
障害者自動車運転免許取得費助成事業	件数	1	1	1
身体障害者用自動車改造費助成事業	件数	1	1	1